

特 記 仕 様 書 (共通編)

工事名 : 榎原公苑敷地内工作物等解体・撤去請負工事
工事番号 : ス振第 4 1 号
工事箇所 : 榎原市畝傍町 地内

1 共通仕様

本工事の施工にあたっては「土木工事共通仕様書（案）〔平成 31 年 4 月〕（以下「共通仕様書」という。）、土木工事施工管理基準〔平成 31 年 4 月〕、土木請負工事必携〔平成 31 年 4 月〕」によるものとする。

2 一般事項

- (1) 請負者は記載のないことについては担当職員と協議し、指示を受けること。
- (2) 請負者は、労働基準法等の趣旨に則り、労働時間等について遵守すること。
- (3) 請負者はその他各種法令を遵守すること。

3 工程関係

- (1) 工事の着手時期については担当職員の指示に従うこと。
- (2) 本工事の工程は、一般利用を禁止している期間に実施することとし、工事前に提出する工程表について担当職員による承認を得るものとする。
なお、この工程表により難しくなった場合は担当職員と協議するものとする。
- (3) 本工事の作業時間は、原則として午前 9 時から午後 5 時までとする。

4 工事立会

原則として請負者の責任施工とし、必要に応じ担当職員が立ち会うこととする。

5 提出書類

- (1) 契約締結後速やかに、施工計画書等（全体工程表、現場代理人及び主任技術者選任届、現場工事施工計画書（要領書））を提出すること。
- (2) 工事写真（施工前、施工中及び施工後を撮影すること。）、担当職員が指示した報告書等を工事完了後、2 部提出し、検査を受けること。
- (3) 完成図書（完成写真、保証書等）その他担当職員の指示するものを、2 部提出すること。

6 建設副産物の搬出

工事に伴い発生した廃棄物は法律等に基づき適正に廃棄処分すること。また、委託業者については書面にて監督員と協議し、委託業者の産業廃棄物の収集運搬業および処分業の許可がわかる書類を提出すること。

また、処分に際しマニフェスト票（A 票及び D 票、E 票）の写しを発注者に提出すること。

7 その他

- (1) 作業日報（様式は任意とする。）を作成すること。
- (2) 作業開始時及び作業終了時は、施設管理者に連絡すること。
- (3) 特別の理由により、休日にやむを得ず工事を行う場合は、前々日までに施設管理者の承諾を得ること。
- (4) 工事実施場所の施設種類（体育施設）に鑑み、作業の際、施設利用者等の安全に特に留意し、事故のないように十分注意して作業を行うこと。
- (5) 工事関係官公庁その他の関係機関への必要な届出手続き等は、全て請負者が行うこと。
- (6) その他必要事項については、担当職員と協議の上、その指示によるものとする。